

個 情 第 号
令 和 年 月 日

内閣総理大臣 石 破 茂 殿
文部科学大臣 阿 部 俊 子 殿
厚生労働大臣 福 岡 資 麿 殿
経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

個人情報保護委員会
委員長 藤 原 静 雄
(公 印 省 略)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律に基づく認定について (回答)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律 (平成 29 年法律第 28 号) 第 40 条において準用する第 9 条第 4 項の規定に基づき、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律に基づく認定について (協議)」 (令和 6 年 11 月 8 日付け府医事第 178 号、6 文科振第 678 号、厚生労働省発産情 1108 第 2 号及び 20241105 商第 16 号) をもって協議のあった件について、個人情報保護委員会において下記のとおり意見を付した上で了承されたので、通知します。

記

- 1 今回の仮名加工医療情報作成事業を行う者の認定について、異存ない。
- 2 なお、本協議を踏まえ、今後、主務大臣において認定される認定仮名加工医療情報作成事業者については、個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱事業者であることから、同法の規定に従い、適切に運用願いたい。
- 3 また、主務大臣は、認定仮名加工医療情報作成事業者が仮名加工医療情報について適切な取扱いが確保されるよう、提供先の認定仮名加工医療情報利用事業者に対して必要かつ適切な監督を行っていることを定期的に確認する等の取組を行い、制度を適切に運用願いたい。